

令和 7 年

寒河江市農業委員会第 1 1 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会 第 1 1 回総会

日 時 令和 7 年 1 月 25 日 (火) 午前 9 時 00 分
会 場 寒河江市役所 1 階 議会会議室

出席委員

1 番 山 田 和 義	2 番 影 沢 政 俊	3 番 後 藤 孝 好
4 番 西 尾 沙 織	5 番 真 木 早百合	6 番 郷 野 富司男
7 番 猪 倉 通 文	8 番 氏 家 理 香	9 番 安孫子 智
10 番 大 泉 孝 彦	11 番 鈴 木 浩 之	12 番 原 田 義 人
13 番 芳 賀 宏	15 番 奥 山 浩 二	16 番 布 施 功 子
17 番 片 桐 道 雄	18 番 木 村 三 紀	

欠席委員

14 番 高 橋 博

事務局

事 務 局 長 渡 邊 健 一	事務局長補佐(総括) 高 子 英 晴
事務局長補佐(農地担当) 日下部 靖 広	農 地 係 主 任 土 田 修
農 地 係 主 任 芳 賀 遼太郎	総 務 係 主 任 清 野 倫

報告事項

- (1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可処分について
- (2) 議第 42 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第 43 号 非農地証明願の審議について
- (4) 議第 44 号 農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について

開会 午前 9時00分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第11回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員17名で、在任委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、2番影沢委員、13番芳賀委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、清野主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) 報告事項につきまして、事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 質問がないようですが、事務局からありませんか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） ありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第41号から議第44号までの議案について一括上程します。

（1）議第41号 「農地法第3条の規定による許可処分について」

（2）議第42号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

（3）議第43号 「非農地証明願の審議について」

（4）議第44号 「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」

以上、議第41号から議第44号まで一括上程致します。

木村議長 次に、議事参与の制限ですが、議第44号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、私18番木村、11番鈴木委員が関係委員となっております。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理者、報告をお願いします。

片桐会長職務代理者 はい、議長。

木村議長 はい、片桐会長職務代理者。

片桐会長職務代理者 17番、片桐です。

去る11月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として農地法第3条新規就農案件1件、非農地証明願案件1件の合計2件を審査しました。

議第41号「農地法第3条の規定による許可処分について」順位61番、醍醐地区の案件になります。

申請地は、日和田の農地です。「新規就農希望者の農地に係る申し合わせ」に基づき、申請書の他に「取得農地の利用計画書、営農計画書」等の書類を提出してもらっております。新規就農を希望する譲受人は、日和田在住の76歳の男性で、申請地は自宅に近接しています。農業を営もうとする理由は、「取得農地の利用計画書、営農計画書」によると、以前より申請地の耕作を手伝っており、土地所有者より購入の打診があり、取得し、耕作したいと考えたとのことです。申請地に、野菜を栽培する計画となっており、計画どおりであれば、問題ないと判断しました。

事前審査会においては、異議なしとされたところです。

議第43号「非農地証明願の審議について」順位18番、高松地区の案件です。

申請地は、大字谷沢字平野山にある土地で、平成10年頃より原野化しており、令和7年4月に伐根、伐採をしたとのことでした。現地調査は、従前に影沢委員と事務局が現地調査を行っており、また申請地へ行くにも困難な場所でもあり、省略し、写真での判断となりました。非農地と判断できる場所でした。補足説明があれば、後ほど高松地区の影沢委員からお願いします。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時35分までとします。

それでは地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時08分

再開 午前 9時35分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第41号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。

安孫子委員 はい、議長。

木村議長 はい、安孫子委員。

安孫子委員 9番、安孫子です。

議第41号「農地法第3条の規定による許可処分について」、4ページをご覧ください。順位52番。

(議案書順位52番朗読)

場所は、栄町の石山鉄工所交差点を皿沼方向へ進み国井油店を右に曲がり、踏切を渡り約100m先の左側、線路沿いの田んぼになります。こちらの農地は譲受人が以前から耕作しており、譲渡人は高齢で農地の処遇を考えていて、譲受人に賃貸ではなく購入してもらえないかと要望があり、合意に至ったということです。

11月13日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地の確認を行い、申請どおりであれば何ら問題ないと判断いたしました。

事前審査会、本日の地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして、順位53番。

(議案書順位53番朗読)

落衣前の場所は、陵南中学校の交差点を南に進み、高速道路手前左側にある農地になります。こちらは、何年も耕作しておらず、雑草が生い茂っている農地でした。

次に金谷の場所は、陵南中学校の交差点を西に進み、長生園を過ぎて高速道路をくぐり、金谷方面の旧道に入ってすぐ左へ約100m先の農地になります。こちらも、何年も手入れされておらず、以前は柿が植えられていたとのことですが、現在は何が植えてあるのかわからないような状態になっていました。

11月13日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地確認を行いました。2筆とも耕作放棄地と思われるような農地を耕作してもらえるようになり、意欲的な譲受人であれば問題ないと判断いたしました。

事前審査会、本日の地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして、順位 54 番と 55 番。こちら関連性がありますので、一緒に説明させていただきます。

(議案書順位 54 番、55 番朗読)

場所は、高速道路寒河江 I C 交差点を長崎方面へ進み、約 300m 先の信号を左に曲がり、約 300m 進んだ左側の田んぼになります。他の 5 筆は高速道路の反対側になります。順位 55 番の土地はその 5 筆に隣接した土地になります。

借人の耕作地が周辺に多くあり、経営規模拡大ということですので何ら問題ないと判断しました。

11月13日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地確認を行いました。申請どおりであれば何ら問題ないと判断しました。

事前審査会、本日の地区審査でも異議ございませんでした。

続きまして、5ページをご覧ください。順位 56 番。

(議案書順位 56 番朗読)

場所は石持街道にある上原自動車の前の農道を入っていったところにあります。この農地はさくらんぼや柿が植えられおり、譲渡人は高齢で農地を手放したいと要望があり、譲受人は経営規模拡大を考えていたところ、農地が隣接しており、お互い合意に至ったということです。

11月13日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地確認を行いました。申請どおりであれば問題ないと判断しました。

事前審査会、本日の地区審査でも異議ございませんでした。

続きまして、順位 57 番、58 番。こちらも関連性がありますので、一緒に説明させていただきます。

(議案書順位 5 7 番、 5 8 番朗読)

場所は、栄町の石山鉄工所の交差点を西へ進み、踏切手前を左に入り、カトレヤ不動産に隣接する農地です。線路を境にお互いの農地が分断されているので、交換すれば作業効率も良くなると思われます。

11月13日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地確認を行いました。申請どおりであれば問題ないと判断しました。

事前審査会、本日の地区審査でも異議ございませんでした。
以上です。

木村議長 ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。

猪倉委員 はい、議長。

木村議長 はい、猪倉委員。

猪倉委員 7番、猪倉です。

同じく5ページをご覧ください。順位59番。

(議案書順位 5 9 番朗読)

場所につきましては、国道112号を西川町方面に向かって、国道287号の陸橋の手前、右側になります。陸橋から100m程のところになります。譲受人の自宅が国道に面しており、その北側に譲渡人の農地があり、自宅のすぐ裏手なので耕作するには効率が良いと思われます。

11月13日に高松・醍醐地区の農業委員・推進委員で現地を確認いたしました。申請どおりであれば問題ないと判断しました。

続きまして、6ページ、順位60番。

(議案書順位60番朗読)

場所は、工業団地の交差点をシェルター方面に向かいまして、左沢線の踏切を越えて、谷沢地区の手前側になります。

11月13日に高松・醍醐地区の農業委員・推進委員で現地を確認いたしました。現地確認の際にはきれいに耕されており、すぐに何でも植えられるような状態で、問題ないと判断いてまいりました。

事前審査会、本日の地区審査でも異議ございませんでした。
続きまして、順位61番。

(議案書順位61番朗読)

11月13日に高松・醍醐地区の農業委員・推進委員で現地を確認いたしました。その時に、事前審査会ということで、農業委員会でもう一度伺うことを譲受人に説明して、11月19日に事前審査会の現地確認に行ってまいりました。19日に譲受人から直接説明を受け、問題ないと判断しました。

本日の地区審査でも異議はございませんでした。
以上です。

木村議長 ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　はい、議長。

木村議長　　はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　順位52番から61番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長　　ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

芳賀委員　　はい。

木村議長　　芳賀委員。

芳賀委員　　はい、13番芳賀です。

順位61番ですが、申請事由に新規就農とありますが、経営面積に数字が記載されているのはどのように解釈すればよいのでしょうか。新規就農であれば経営面積はないのではないかでしょうか。

木村議長　　事務局どうですか。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　順位61番ですが、申請時に行政書士の方が新規就農の申出事項一式をご持参いただいたために新規就農としたのでした。経営面積等については確認不足がありました。

芳賀委員 表現としては、新規就農でなく経営規模拡大でよいのかと思いますが、いかがですか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 新規就農としていたところですが、経営面積がございまして、経営規模拡大としていただいて問題ないかと思います。

木村議長 芳賀委員、よろしいですか。

芳賀委員 はい。

木村議長 それでは、順位 6 1 番の申請事由を新規就農から経営規模拡大と変更してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、他に意見はございませんか。

（発言なし）

木村議長 意見がないようですので、採決いたします。
議第 4 1 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第 4 1 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議第 4 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現

地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。

安孫子委員 はい、議長。

木村議長 はい、安孫子委員。

安孫子委員 9番、安孫子です。

議第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、8ページをご覧ください。順位29番。

(議案書順位29番朗読)

場所ですが、天童大江線のピザハット寒河江店やワークマンがある交差点を南に進み、角田商事の手前を右に曲がって50m程の土地になります。住宅の中にある農地で、庭先を通らないと入れない家庭菜園用の農地でした。借人は貸人の娘夫婦で、両親と同居するため増築することです。

11月13日に寒河江・南部地区的農業委員・推進委員で現地調査を行いました。周囲には住宅やアパートがあり、申請どおりであれば問題ないと判断しました。

事前審査会、本日の地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。

西尾委員 はい、議長。

木村議長 はい、西尾委員。

西尾委員 4番、西尾です。

8ページをご覧ください。順位31番。

(議案書順位31番朗読)

場所ですけれども、天童大江線の北側にある住宅地の中にある農地です。

11月14日に西根・三泉地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。現地調査の際にはシートと鉄板が敷かれてあり、それを撤去すれば農地に戻せるということで、問題ないと判断してきました。

本日の地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。

続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。

眞木委員 はい、議長。

木村議長 はい、眞木委員。

眞木委員 5番、眞木です。

同じく8ページをご覧ください。順位30番。

(議案書順位30番朗読)

11月16日に白岩地区の農業委員・推進委員で現地確認を行いました。場所は、国道458号を幸生方面に向かって

200m程進んだところにミヤウチ建設の作業場があり、そこに隣接する農地3筆となります。耕作不便で耕作されていない農地になっています。現在、資材と重機置き場が不足しているということで、この農地を転用して使用したいということでした。計画どおりであれば、周辺農地への影響もないと思われます。

なお、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 順位29番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位30番は資材置場及び重機置場用敷地への転用申請となっております。申請地は農用地区域外の農地で、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない小集団の農地で第2種農地と判断します。第2種農地は申請地に代えて周辺の土地を供することにより事業の目的を達成することが認められる場合は原則許可できませんが、申請者の会社に隣接しており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位31番は駐車場用敷地への追認の一時転用申請になっております。申請地は、農用地区域外にあり、住宅の用若し

くは事業の用に供する施設が連担している区域内にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は、原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、この件に関して事業の転用申請者から顛末書をいただいております。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたが、順位31番については、地元農業委員の鈴木委員が農地パトロールの際に見つけたということですので、日頃の農業委員としての活動でこういった事案を見つけることができたのでよかったです。

それではこれより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第42号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、議第43号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。

猪倉委員 はい、議長。

木村議長 はい、猪倉委員。

猪倉委員 7番、猪倉です。

議第43号「非農地証明願の審議について」、10ページをご覧ください。順位18番。

(議案書順位18番朗読)

場所は、県道日和田松川線を谷沢方面から進むと、いこいの森があるので、その手前を左側に入ったところになります。この場所についてですが、高松・醍醐地区の農業委員・推進委員は現地には行っておらず、現地を確認されたのは、影沢委員と事務局の日下部補佐ということのようです。事前審査会では航空写真を確認しまして、非農地証明願は仕方ないと判断したところです。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。

それでは、この件について現地を確認しております影沢委員より詳しく説明をお願いします。影沢委員。

影沢委員 2番、影沢です。

この農地の関しては、9月かもう少し早かったか、事務局

から要請があり、私も場所がわからず周辺を回って探した場所になります。先ほど猪倉委員からありましたように、いこいの森の通りに下沼がありますが、その手前を左へ入っていった土地になります。車で行くにも軽トラックが通るのにやっとで、その場所に着いて確認したのですが、これでは今後耕作する人は誰もいないのではないかということで、非農地証明ということで事務局と話してまいりました。どなたかにあっせんできるような土地ではありませんでした。

以上です。

木村議長 それでは、続いて農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

木村議長 それでは、これより質疑に入ります。
ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長 意見がないようですので、採決いたします。
議第43号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第43号は、原案のとおり決定しました。

次に、議第44号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、私18番木村、11番鈴木委員が関係委員となっております。農業委員会等に関する法律第5条第5号及び寒河江市農業委員会総会会議規則第5条により、議長を片桐会長職務代理者へ交代し、関係委員は退席します。

(関係委員退席) (議長交代)

片桐会長職務代理者 木村会長が関係委員になっており、退席しましたので、私が議長を務め、議事を進めます。

それでは、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。

安孫子委員 はい、議長。

片桐会長職務代理者 はい、安孫子委員。

安孫子委員 9番、安孫子です。

議第44号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、13ページをご覧ください。

(議案書朗読、地区審査報告)

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区的扱い手等に貸し出すためのものであり、地域計画の達成に資すると判断しました。

地区審査でも異議はございませんでした。
以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございました。
続いて、西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。

西尾委員 はい、議長。

片桐会長職務代理者 はい、西尾委員。

西尾委員 4番、西尾です。

(議案書朗読、地区審査報告)

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区的
担い手等に貸し出すためのものであり、地域計画の達成に資
すると判断しました。

地区審査でも異議ございませんでした。
以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございました。
続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。

大泉委員 はい、議長。

片桐会長職務代理者 はい、大泉委員。

大泉委員 10番、大泉です。

(議案書朗読、地区審査報告)

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の
担い手等に貸し出すためのものであり、地域計画の達成に資
すると判断しました。

地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございます。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。

猪倉委員 はい、議長。

片桐会長職務代理者 はい、猪倉委員。

猪倉委員 7番、猪倉です。

(議案書朗読、地区審査報告)

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の
担い手等に貸し出すためのものであり、地域計画の達成に資
すると判断しました。

地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございます。

続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。

眞木委員 はい、議長。

片桐会長職務代理者 はい、眞木委員。

眞木委員

5番、眞木です。

(議案書朗読、地区審査報告)

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の担い手等に貸し出すためのものであり、地域計画の達成に資すると判断しました。

地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございます。

続いて、農地中間管理事業の推進に関する法律に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

片桐会長職務代理者 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。

また、法第19条第3項に基づく農業委員会の意見の決定は予め会長から専決を頂いております。

以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

片桐会長職務代理者 意見がないようですので、採決いたします。

議第44号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

片桐会長職務代理者 全員賛成ですので、議第44号は、原案のとおり決定しました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(関係委員入室)

片桐会長職務代理者 関係委員に申しあげます。

議第44号は原案のとおり決定したことを報告します。

片桐会長職務代理者 議長を木村会長と交代します。

(議長交代)

木村議長 これで、本日上程された議案については、全て議決されました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労様でした。

閉会 午前10時29分

令和7年1月25日

第11回総会 議長 木村三紀

議事録署名委員 2番委員 影沢政俊

議事録署名委員 13番委員 芳賀宏